

香取市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、骨髄又は抹消血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者となった者及びドナーの勤務事業所に対し、予算の範囲内において香取市骨髄移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、香取市補助金等交付規則（平成18年香取市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ドナー 公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する骨髄・抹消血幹細胞提供あっせん事業をいう。）において骨髄等の提供を完了した者をいう。
- (2) 勤務事業所 前号に規定するドナー（個人事業主を除く。以下同じ。）が勤務している国内の事業所（国、地方公共団体並びに独立行政法人及び地方独立行政法人を除く。）をいう。
- (3) ドナー休暇 骨髄等の提供に伴う通院又は入院のために特に認められる休暇をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の対象となるドナーは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を完了したことを証明する書類の交付を受けている者
- (2) 骨髄等の提供を完了した日において、市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 申請日時点で本市の市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村税をいう。以下同じ。）の滞納がない者
- (4) 他の地方公共団体からの助成その他これに相当するものの交付を受

けていない者

2 助成金の対象となる勤務事業所は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前項に規定するドナーにドナー休暇を与えた勤務事業所
- (2) 前項に規定するドナーを雇用し、その者について他の地方公共団体からの助成その他これに相当するものの交付を受けていない勤務事業所
- (3) 申請日時点で本市の市税（ドナーを雇用する勤務事業所が市外にある場合は、その所在地の市税）の滞納がない勤務事業所
(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) ドナー 骨髄等の提供のための通院又は入院の日数（以下「通院等の日数」という。）に2万円を乗じて得た額とし、14万円を上限とする。
- (2) 勤務事業所 前号に規定するドナーが取得したドナー休暇の日数に1万円を乗じて得た額とし、7万円を上限とする。

2 通院等の日数は、次に掲げる日数を合計したものとする。ただし、骨髄等の採取及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院等の日数は含まないものとする。

- (1) 健康診断又は自己血貯血に係る通院の日数
- (2) 骨髄等の採取に係る入院の日数
- (3) その他骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院等の日数
(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするドナーは、香取市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は公簿等により確認することができるときは、第2号及び第3号に掲げる書類を省略することができる。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したこと及び通院等の日数を証明する書類
- (2) 市内に住所を有することが確認できる書類

(3) 市税の滞納がないことを証明する書類

2 助成金の交付を受けようとする勤務事業所は、香取市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（勤務事業所用）（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は公簿等により確認することができるときは、第4号に掲げる書類を省略することができる。

(1) ドナーとの雇用契約を証明できる書類

(2) 就業規則等及びドナー休暇を取得した日数を確認できる書類

(3) ドナーに係る骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したこと及び通院等の日数を証明する書類

(4) 市税の滞納がないことを証明する書類

(申請期限)

第6条 前条の規定による助成金の申請は、ドナーが骨髄等の提供に係る退院をした日の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、第5条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査して助成金の交付の可否を決定し、香取市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定（却下）通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者が、助成金の交付を受けようとするときは、香取市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書（別記第4号様式）により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することにより交付決定を取り消す場合は、香取市骨髄移植ドナー支援事業交付決定取消通知書（別記第5号様式）により当該助成対象者に通知するものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(2) 勤務事業所が助成金の交付の決定を受けた場合において、ドナーが

前号に該当したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをした場合において、助成金の返還を命じるときは、香取市骨髄移植ドナー支援事業助成金返還命令書（別記第6号様式）により当該助成対象者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に実施した骨髄等の提供について適用する。